

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年 7 月17日
【計算期間】	第22期（自 2025年 4 月22日 至 2026年 4 月21日）
【ファンド名】	フコクＳＲＩ（社会的責任投資）ファンド
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 賢治
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信 その他資産
追 加 型 投 信	内 外	() 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	グローバル	ファミリーファンド
クレジット属性 ()	年4回	日本	
不動産投信	年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	
その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 ()	日々	エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド

- 「国内」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ（ https://www.imaj.or.jp ）をご参照ください。

ファンドの特色

ファンドのコンセプト

**社会的責任を果たすことにより、
持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業に投資します。**

▶ 「最も着実な成長を期待できる企業は、社会的責任を果たすことにより、持続可能な経済の成長を推進する企業」との考えに基づき、「環境」「社会・倫理」「財務」の視点から調査・分析し投資します。また、「ガバナンス面」にも着目します。

▶ アナリスト、ファンドマネージャーによる社会的責任に係る個別企業の直接訪問調査を重視します。

▶ 株式の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

投資顧問会社：富国生命投資顧問株

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第458号 加入協会／一般社団法人資産運用業協会

富国生命グループの投資顧問会社として、1986年7月設立。SRI（社会的責任投資）の運用については、2003年12月より開始。SRIの運用においては、CSR（企業の社会的責任）面に係る自社での直接取材に運用会社としていち早く取り組んでいます。

投資プロセス

社会的責任を果たす優れた企業に投資するため、企業の社会的責任（CSR）についての個別企業調査を重視します。

- ▶ 投資対象 わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
- ▶ 調査対象銘柄 富国生命投資顧問(株)のアナリスト、ファンドマネージャーが社会的責任（環境、社会・倫理、財務）およびガバナンス面について調査を行う企業です。
- ▶ SRIバイリスト 調査対象銘柄に対して、独自基準により企業の「環境面」「社会・倫理面」を評価するとともに、「ガバナンス面」にも着目し、SRIバイリスト（投資候補銘柄群）を構築します。
- ▶ ポートフォリオ SRIバイリストの中から、社会的責任（環境、社会・倫理、財務）およびガバナンス面が優れた企業を選択し、ポートフォリオの収益性やリスク水準を考慮しつつ、ポートフォリオを構築します。



企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility=CSR）



SRI(社会的責任投資)とは・・・

SRIとは、Socially Responsible Investmentの略語であり、日本においては一般的に「社会的責任投資」と呼ばれています。

SRIは、企業の社会的責任（CSR）を評価して運用を行う投資手法です。CSRとは、企業の「環境面」「社会・倫理面」「財務面」での責任を指します。

企業が社会的責任を果たすことは、「成長機会の創出」「事業の社会的・経済的な長期安定」を通じた、企業競争力の向上につながると考えられています。

SRIバイリスト構築の流れ

個別企業に対する直接取材を通じて「環境」、「社会・倫理」、「ガバナンス」に関するそれぞれの対応を得点化し、総合で4段階（A、B、C、D）に評価します。

評価視点

環境	環境マネジメント体制、環境パフォーマンスの向上、環境・社会に配慮した事業活動
社会・倫理	品質管理の徹底、顧客満足度の向上、情報管理の徹底、サプライヤーとの共存共栄、人材確保・定着、ダイバーシティ、労働環境の向上、社内コミュニケーション
ガバナンス	マテリアリティ（重要課題）の設定・取組み、ステークホルダーコミュニケーション、企業理念・行動規範の徹底、コーポレートガバナンス体制、コンプライアンスの徹底

評価においては、全ての視点において、社内のマネジメントシステムに実効性があるかを重視します。
すなわち、PDCA（計画（PLAN）、執行（DO）、検証（CHECK）、対策（ACTION））というサイクルが確立されているか、また実際に機能しているかを評価します。



評価実施後、上位2段階（A、B）に該当する銘柄によりSRIバイリストを構築します。

- ※企業への直接取材ができない場合は、SRIに関する取り組みの程度にかかわらず、SRIバイリストには入りません。
- ※上記銘柄選定プロセスにより、SRI総合評価がAおよびBの銘柄のみを組み入れることとなるため、SRIを主要な要素として選定する投資対象への投資額の比率についての目標や目安は設定していません。
- ※上記の銘柄選定プロセスは2026年4月末時点のものであり、今後変更される場合があります。

モニタリング

SRIアナリストおよびファンドマネージャーは、ポートフォリオ構築銘柄に対して継続的なモニタリングを行います。企業の社会的責任（CSR）の観点から問題のある事件等が発生した場合は、調査を行ったうえで投資を継続するかどうかを判断します。

富国生命投資顧問株式会社「ステewardシップ責任に関する基本方針（抜粋）」

「当社は、資産運用という業務の公共性、社会的責任の重みを十分に認識し、役職員が職務の専門性を念頭に置き、能力の開発や研鑽に努め、業務に関する知識および技能の蓄積とともに、教養を高め、人格の向上を図るよう努めています。このような取組みの下、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、サステナビリティの考慮に基づき、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含む建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）や議決権行使等を行うことが、当該企業の企業価値向上やその持続的成長を促し、結果として、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大が図られると考えます。」

※ステewardシップ責任に関する基本方針の全文は同社のホームページで確認できます。

<https://www.fukoku-cm.co.jp/company-profile/stewardship.html>

ベンチマークについて

フコクSRI（社会的責任投資）ファンドでは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標（このような指標を「ベンチマーク」といいます。）を設定しています。
当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

東証株価指数（TOPIX）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標は、株式会社JPX 総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

収益分配について

年1回の決算時（4月21日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。ただし、将来の分配金をお約束するものではありません。

＜収益分配方針＞

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

運用の方式

運用はファミリーファンド方式の形態で行います。



「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」は「しんきんフコクSRIマザーファンド」の受益証券を主要投資対象として運用を行うファンドです。このような運用方法を「ファミリーファンド方式」といいます。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主として「マザーファンド（親投資信託）」の受益証券に投資して、実質的な運用を「マザーファンド（親投資信託）」で行う仕組みです。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

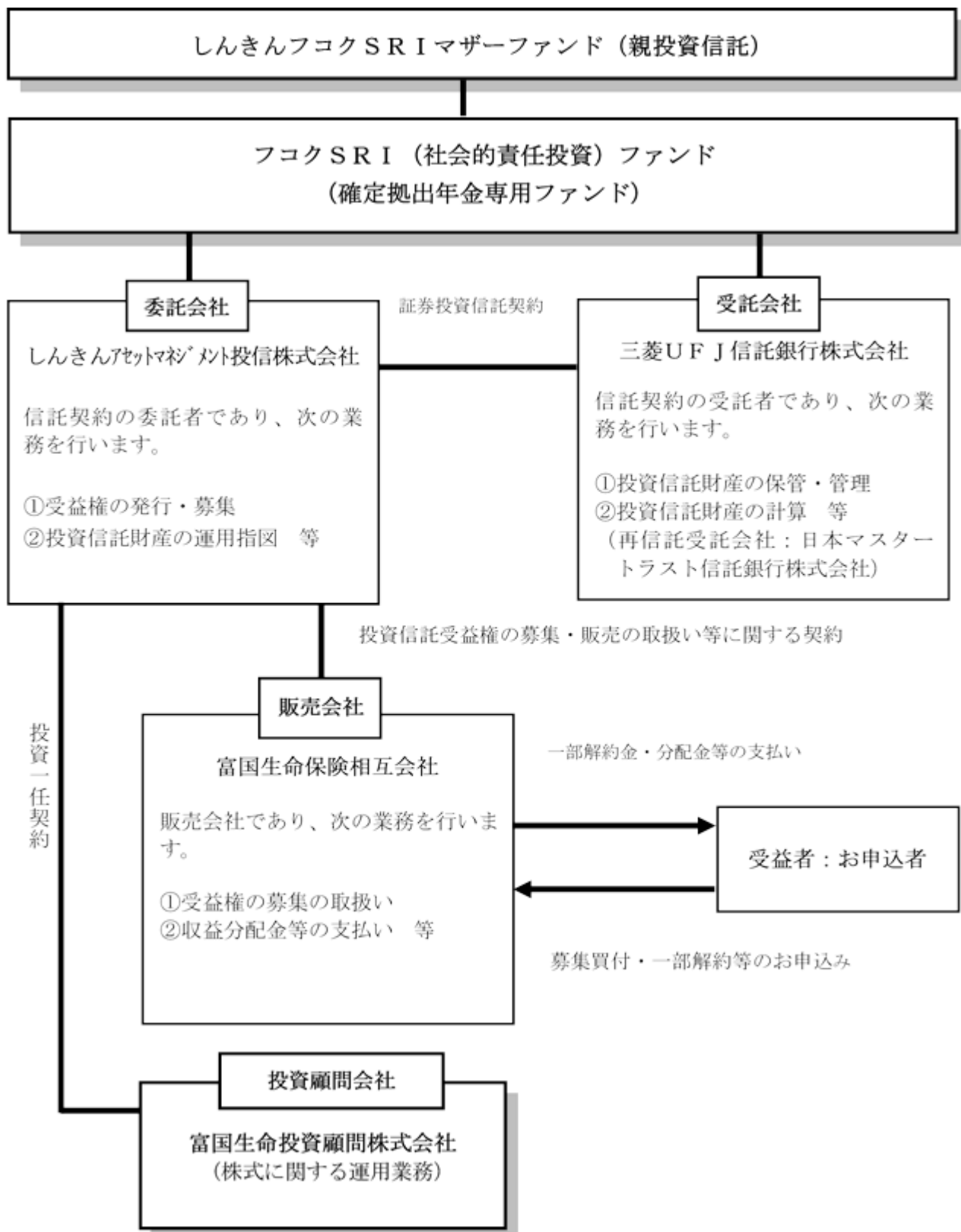
- ・5,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2004年4月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

親投資信託である「しんきんフコク S R I マザーファンド」（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。
 - a．投資にあたっては、我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - b．東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
 - c．銘柄選定にあたっては、持続的に成長する可能性が高いと考えられる、財務面、環境面、社会・倫理面を強く意識する企業への投資を基本とします。
 - d．株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - e．親投資信託の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 2) 株式以外の資産への実質投資割合（投資信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が投資信託財産の総額に占める割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 3) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- １） 有価証券
- ２） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りま。
- ３） 金銭債権
- ４） 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りま。）に投資することを指図します。

- １） 株券または新株引受権証書
- ２） 国債証券
- ３） 地方債証券
- ４） 特別の法律により法人の発行する債券
- ５） 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７） 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８） 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９） 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債券信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）

- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし
す。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受
益証券に限ります。）
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の
受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

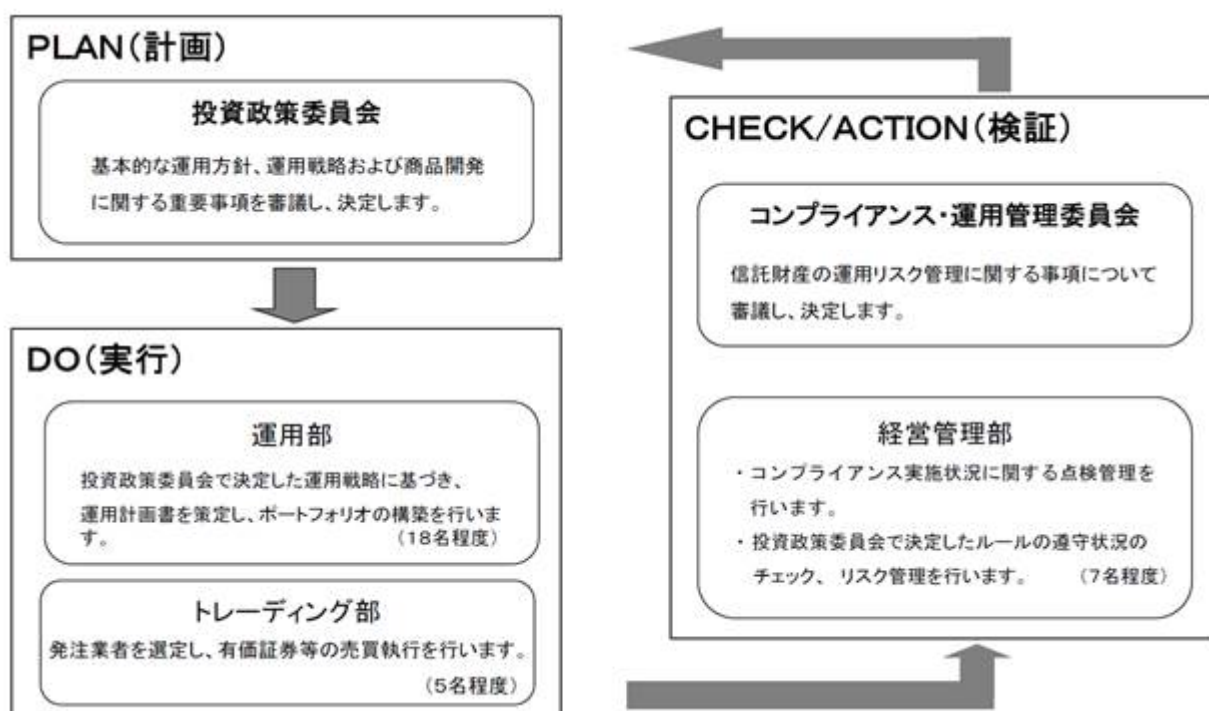
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
す。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社
が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)に掲げる金融商品によ
り運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

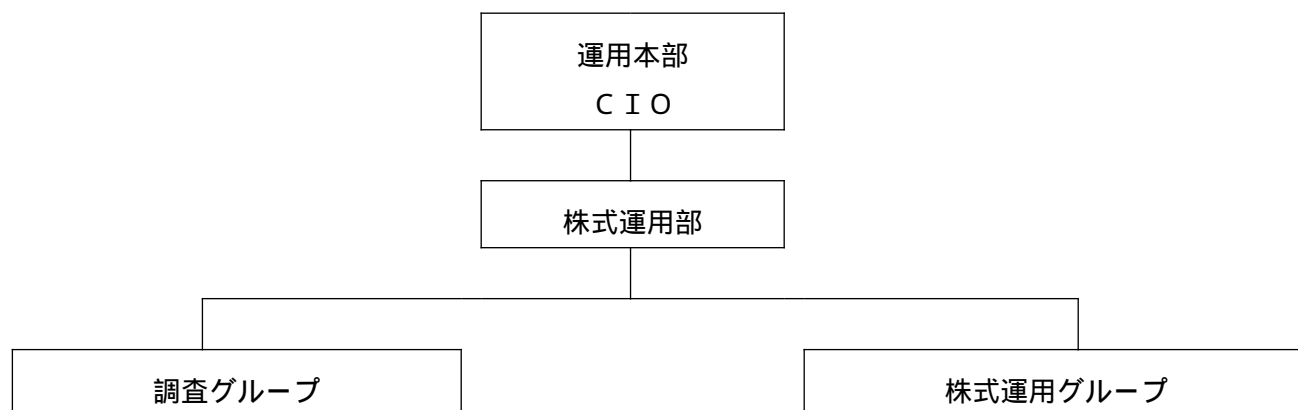
投資政策委員会において、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な運用方針を策定します。また、基本的な運用方針に基づき、当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

< 参考 >

当ファンドの主要投資対象である「しんきんフコク S R I マザーファンド」（親投資信託）の運用は、富国生命投資顧問株式会社に委任しています。

富国生命投資顧問株式会社では、C I O を運用における最高投資責任者とし、株式運用部内における株式運用グループが実際の運用を担当します。



ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（4月21日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

「フコク S R I（社会的責任投資）ファンド」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（親投資信託の受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債または新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前号の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、我が国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付け

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前号の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前号の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

- ・ 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社

法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）

が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> しんきんフコクSRIマザーファンドの概要

（１）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 2) 東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 3) 銘柄選定にあたっては、持続的に成長する可能性が高いと考えられる、財務面、環境面、社会・倫理面を強く意識する企業への投資を基本とします。
- 4) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 5) 運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社（約款第14条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下約款第13条（運用の基本方針）、約款第15条（投資する株式等の範囲）から約款第23条（公社債の借入れ）まで、約款第28条（有価証券売却等の指図）および約款第29条（再投資の指図）について同じ。）は、信託金

を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債券信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。

ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該企業が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

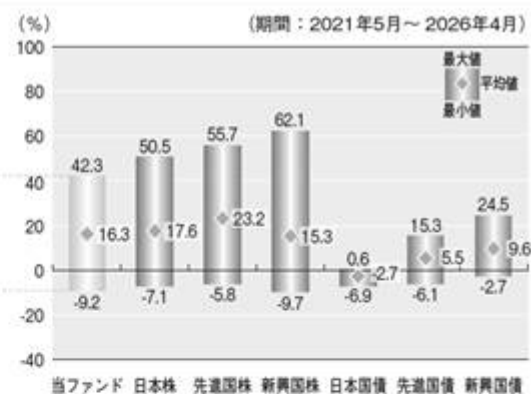
リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

● 当ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移



● 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
【日本株】	東証株価指数（TOPIX） （配当込み）	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
【先進国株】	MSCI-KOKUSAI インデックス （配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
【新興国株】	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
【日本国債】	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ &コンサルティング 株式会社
【先進国債】	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
【新興国債】	JPモルガン・ガバメント・ボンド・ インデックス・エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、年率0.968%（税抜0.88%）		
	1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。		
	支払先	配分（税抜）および役務の内容	
	委託会社	純資産総額に対して、年率0.49%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
	販売会社	純資産総額に対して、年率0.34%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
	受託会社	純資産総額に対して、年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社の信託報酬には富国生命投資顧問株式会社への投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は、計算期間を通じて毎日、当ファンドに係る「しんきんフコクSRIMザーファンド」の純資産額に対し、年率0.26%（税抜）の率を乗じて得た額とします。

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0077%（税抜0.007%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

配当控除の適用があります。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用ファンドですので、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法および確定拠出年金法等が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.97%	0.97%	0.00%

※対象期間は2025年4月22日から2026年4月21日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年4月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【フコクSR I（社会的責任投資）ファンド】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	12,830,323,431	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,124,634	0.02
合計(純資産総額)		12,833,448,065	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきんフコクSR Iマザーファンド	2,219,855,952	5.8614	13,011,463,678	5.7798	12,830,323,431	99.98

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13計算期間末（2017年4月21日）	4,411,138,753	4,481,808,205	13,732	13,952
第14計算期間末（2018年4月23日）	5,436,071,748	5,526,869,314	16,764	17,044
第15計算期間末（2019年4月22日）	5,199,396,965	5,199,396,965	15,920	15,920

第16計算期間末	(2020年 4月21日)	4,522,949,553	4,522,949,553	13,909	13,909
第17計算期間末	(2021年 4月21日)	6,227,947,964	6,227,947,964	19,327	19,327
第18計算期間末	(2022年 4月21日)	6,267,705,816	6,267,705,816	19,235	19,235
第19計算期間末	(2023年 4月21日)	6,743,839,841	6,743,839,841	20,600	20,600
第20計算期間末	(2024年 4月22日)	9,111,618,318	9,111,618,318	27,756	27,756
第21計算期間末	(2025年 4月21日)	9,010,194,065	9,010,194,065	27,449	27,449
第22計算期間末	(2026年 4月21日)	13,033,846,227	13,033,846,227	39,934	39,934
	2025年 4月末日	9,500,433,216	—	28,934	—
	5月末日	9,996,260,040	—	30,442	—
	6月末日	10,310,936,127	—	31,389	—
	7月末日	10,591,906,509	—	32,312	—
	8月末日	10,910,383,801	—	33,294	—
	9月末日	11,201,976,143	—	34,209	—
	10月末日	11,844,661,754	—	36,172	—
	11月末日	11,803,146,131	—	36,074	—
	12月末日	11,774,977,608	—	36,009	—
	2026年 1月末日	12,164,786,018	—	37,226	—
	2月末日	13,423,128,132	—	41,058	—
	3月末日	12,077,250,112	—	36,974	—
	4月末日	12,833,448,065	—	39,369	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第13期	2016年 4月22日～2017年 4月21日	220
第14期	2017年 4月22日～2018年 4月23日	280
第15期	2018年 4月24日～2019年 4月22日	0
第16期	2019年 4月23日～2020年 4月21日	0
第17期	2020年 4月22日～2021年 4月21日	0
第18期	2021年 4月22日～2022年 4月21日	0
第19期	2022年 4月22日～2023年 4月21日	0
第20期	2023年 4月22日～2024年 4月22日	0
第21期	2024年 4月23日～2025年 4月21日	0
第22期	2025年 4月22日～2026年 4月21日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第13期	2016年 4月22日～2017年 4月21日	6.55
第14期	2017年 4月22日～2018年 4月23日	24.12
第15期	2018年 4月24日～2019年 4月22日	5.03
第16期	2019年 4月23日～2020年 4月21日	12.63
第17期	2020年 4月22日～2021年 4月21日	38.95
第18期	2021年 4月22日～2022年 4月21日	0.48

第19期	2022年 4月22日～2023年 4月21日	7.10
第20期	2023年 4月22日～2024年 4月22日	34.74
第21期	2024年 4月23日～2025年 4月21日	1.11
第22期	2025年 4月22日～2026年 4月21日	45.48

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第13期	2016年 4月22日～2017年 4月21日	140,153,360	149,011,769
第14期	2017年 4月22日～2018年 4月23日	199,734,144	169,211,735
第15期	2018年 4月24日～2019年 4月22日	143,782,361	120,627,536
第16期	2019年 4月23日～2020年 4月21日	106,242,881	120,432,816
第17期	2020年 4月22日～2021年 4月21日	90,972,288	120,381,332
第18期	2021年 4月22日～2022年 4月21日	126,770,747	90,557,622
第19期	2022年 4月22日～2023年 4月21日	78,773,752	63,629,104
第20期	2023年 4月22日～2024年 4月22日	131,721,271	122,594,976
第21期	2024年 4月23日～2025年 4月21日	85,652,503	85,885,981
第22期	2025年 4月22日～2026年 4月21日	66,530,617	85,300,594

（参考）

しんきんフコクSRIマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	14,461,539,020	99.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	138,762,386	0.95
合計(純資産総額)		14,600,301,406	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日立製作所	電気機器	110,900	5,189.00	575,460,100	4,882.00	541,413,800	3.71
2	日本	株式	三菱商事	卸売業	105,100	4,844.00	509,104,400	4,990.00	524,449,000	3.59
3	日本	株式	三菱電機	電気機器	80,300	6,028.00	484,048,400	6,231.00	500,349,300	3.43
4	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	156,300	3,346.00	522,979,800	3,113.00	486,561,900	3.33
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	84,100	5,471.00	460,111,100	5,512.00	463,559,200	3.17

6	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	148,100	3,280.00	485,768,000	3,023.00	447,706,300	3.07
7	日本	株式	信越化学工業	化学	60,300	6,733.00	405,999,900	7,246.00	436,933,800	2.99
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	9,400	45,780.00	430,332,000	44,390.00	417,266,000	2.86
9	日本	株式	村田製作所	電気機器	78,700	4,810.00	378,547,000	5,156.00	405,777,200	2.78
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	203,000	1,963.50	398,590,500	1,938.00	393,414,000	2.69
11	日本	株式	三菱重工業	機械	82,900	4,522.00	374,873,800	4,615.00	382,583,500	2.62
12	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	72,400	5,181.00	375,104,400	5,219.00	377,855,600	2.59
13	日本	株式	H O Y A	精密機器	12,500	28,993.78	362,422,334	29,100.00	363,750,000	2.49
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	53,500	6,647.00	355,614,500	6,722.00	359,627,000	2.46
15	日本	株式	三井物産	卸売業	59,900	5,780.00	346,222,000	5,896.00	353,170,400	2.42
16	日本	株式	ディスコ	機械	4,600	74,240.00	341,504,000	74,010.00	340,446,000	2.33
17	日本	株式	群馬銀行	銀行業	138,700	2,118.00	293,766,600	2,159.50	299,522,650	2.05
18	日本	株式	レゾナック・ホールディングス	化学	20,100	13,330.00	267,933,000	14,215.00	285,721,500	1.96
19	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	38,300	7,159.00	274,189,700	7,202.00	275,836,600	1.89
20	日本	株式	三井不動産	不動産業	148,600	1,749.00	259,901,400	1,704.50	253,288,700	1.73
21	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	34,600	7,853.00	271,713,800	7,303.00	252,683,800	1.73
22	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	8,900	27,349.94	243,414,476	28,260.00	251,514,000	1.72
23	日本	株式	N T T	情報・通信業	1,490,700	152.30	227,033,610	152.50	227,331,750	1.56
24	日本	株式	富士通	電気機器	70,300	3,883.00	272,974,900	3,180.00	223,554,000	1.53
25	日本	株式	豊田通商	卸売業	36,400	6,167.45	224,495,209	6,101.00	222,076,400	1.52
26	日本	株式	ダイキン工業	機械	9,900	21,630.00	214,137,000	21,965.00	217,453,500	1.49
27	日本	株式	オムロン	電気機器	38,700	5,181.00	200,504,700	5,573.00	215,675,100	1.48
28	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	106,400	1,913.50	203,596,400	1,938.50	206,256,400	1.41
29	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	42,600	4,907.00	209,038,200	4,788.00	203,968,800	1.40
30	日本	株式	任天堂	その他製品	25,600	8,429.00	215,782,400	7,687.00	196,787,200	1.35

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
----	---------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.48
		建設業	1.40
		食料品	2.45
		繊維製品	0.92
		化学	9.25
		医薬品	1.98
		ガラス・土石製品	1.17
		非鉄金属	0.67
		機械	7.51
		電気機器	21.51
		輸送用機器	4.39
		精密機器	2.49
		その他製品	2.75
		電気・ガス業	1.64
		陸運業	1.29
		海運業	1.35
		情報・通信業	6.11
		卸売業	10.99
		小売業	3.07
		銀行業	9.10
		証券、商品先物取引業	0.72
		保険業	2.74
		不動産業	2.82
		サービス業	2.27
合計		99.05	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

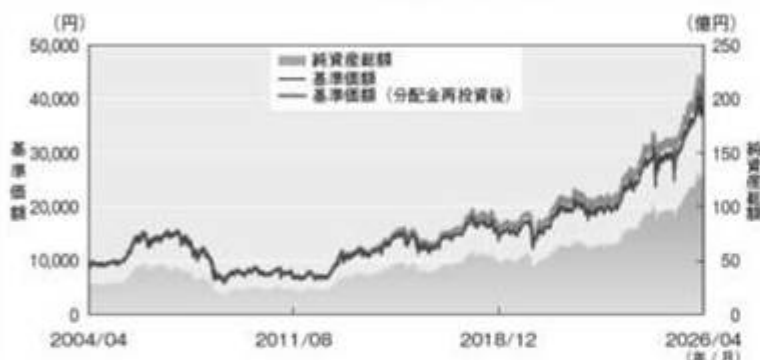
該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

データは2026年4月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	39,369円
純資産総額	128.33億円

分配の推移 税引前

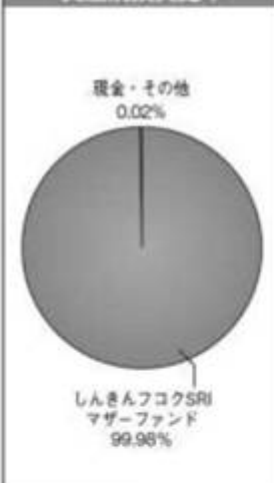
決算期	分配金
2026年4月	0円
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
設定来累計	1,080円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率



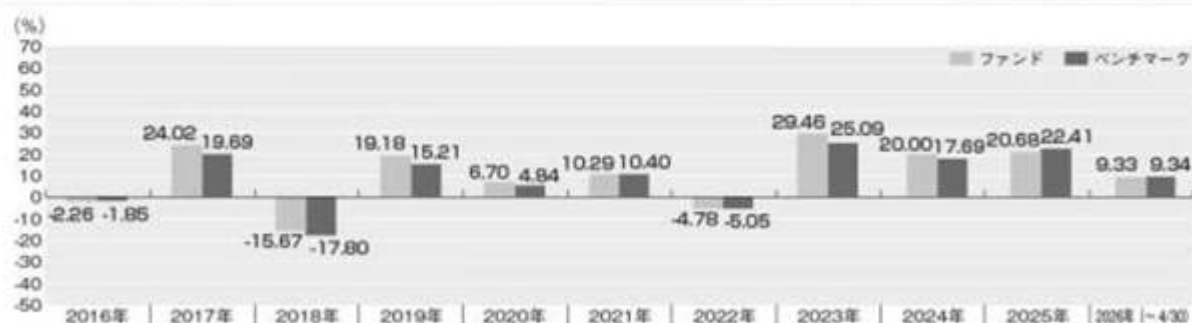
●（参考）しんきんフコクSRIマザーファンドの状況

組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄名	投資比率	順位	業種	投資比率
1	日立製作所	3.71%	1	電気機器	21.51%
2	三菱商事	3.59%	2	卸売業	10.99%
3	三菱電機	3.43%	3	化学	9.25%
4	ソニーグループ	3.33%	4	銀行業	9.10%
5	三井住友フィナンシャルグループ	3.17%	5	機械	7.51%
6	トヨタ自動車	3.07%	6	情報・通信業	6.11%
7	信越化学工業	2.99%	7	輸送用機器	4.39%
8	東京エレクトロン	2.86%	8	小売業	3.07%
9	村田製作所	2.78%	9	不動産業	2.82%
10	伊藤忠商事	2.69%	10	その他製品	2.75%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※しんきんフコクSRIマザーファンドの純資産総額は、14,600百万円です。

年間収益率の推移（期間：2016年～2026年）



※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 受益権の取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて、受益権の取得の申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。なお、上記にかかわらず、ファンド設定のため販売会社である富国生命保険相互会社が自己の資金をもって取得する場合があります。
- (3) 販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位で申込みを受付けることができます。
- (4) 受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 取得申込代金につきましては、販売会社の定める期日までに、販売会社の定める所定の方法により、販売会社にお支払いください。
- (6) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
<コールセンター> 0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(2) 解約請求

毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、一部解約の実行を請求ができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。

受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用ファンドです。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。委託会社または取扱販売会社が取得した場合には、確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

一部解約金に係る収益調整金^(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 「フコクSRI（社会的責任投資）ファンド」（確定拠出年金専用ファンド）

マザーファンド（しんきんフコクSRIマザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2) 「しんきんフコクSRIマザーファンド」

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の ファンドの繰上償還条項により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月22日から翌年4月21日までを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記 4)に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定に従います。

反対者の買取請求権

前記 の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記 の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

投資顧問会社との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせします。

運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎計算期間の末日（原則4月21日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1） 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日まで、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2） 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年4月22日から2026年4月21日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

フコクSRI（社会的責任投資）ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年4月21日現在)	当期 (2026年4月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,716,696	60,936,831
親投資信託受益証券	9,003,174,960	13,029,639,925
未収入金	-	7,000,000
未収利息	505	1,001
流動資産合計	9,055,892,161	13,097,577,757
資産合計	9,055,892,161	13,097,577,757
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	4,437,367
未払受託者報酬	2,590,236	3,356,488
未払委託者報酬	42,997,860	55,717,675
その他未払費用	110,000	220,000
流動負債合計	45,698,096	63,731,530
負債合計	45,698,096	63,731,530
純資産の部		
元本等		
元本	3,282,576,682 _{1, 2}	3,263,806,705 _{1, 2}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,727,617,383	9,770,039,522
（分配準備積立金）	5,021,351,137	8,689,789,673
元本等合計	9,010,194,065	13,033,846,227
純資産合計	9,010,194,065	13,033,846,227
負債純資産合計	9,055,892,161	13,097,577,757

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2024年 4月23日 至 2025年 4月21日)	当期 (自 2025年 4月22日 至 2026年 4月21日)
営業収益		
受取利息	53,414	133,873
有価証券売買等損益	8,358,928	4,199,764,965
営業収益合計	8,305,514	4,199,898,838
営業費用		
受託者報酬	5,171,510	6,234,525
委託者報酬	¹ 85,846,881	¹ 103,493,056
その他費用	220,000	440,000
営業費用合計	91,238,391	110,167,581
営業利益又は営業損失（ ）	99,543,905	4,089,731,257
経常利益又は経常損失（ ）	99,543,905	4,089,731,257
当期純利益又は当期純損失（ ）	99,543,905	4,089,731,257
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,333,804	59,414,152
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,828,808,158	5,727,617,383
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,253,743	161,380,043
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,253,743	161,380,043
剰余金減少額又は欠損金増加額	152,566,809	149,275,009
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	152,566,809	149,275,009
分配金	² -	² -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,727,617,383	9,770,039,522

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 (2025年4月21日現在)	当期 (2026年4月21日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (2025年4月21日現在)	当期 (2026年4月21日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,282,810,160円 期中追加設定元本額 85,652,503円 期中一部解約元本額 85,885,981円	期首元本額 3,282,576,682円 期中追加設定元本額 66,530,617円 期中一部解約元本額 85,300,594円
2 計算期間末日における受益権の総数	3,282,576,682口	3,263,806,705口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)	当期 (自 2025年4月22日 至 2026年4月21日)
1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.26%を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。	1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 131,006,119円	A 費用控除後の配当等収益額 235,997,296円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,561,579,555円
C 収益調整金額 1,487,040,769円	C 収益調整金額 1,579,415,496円
D 分配準備積立金額 4,890,345,018円	D 分配準備積立金額 4,892,212,822円
E 当ファンドの分配対象収益額 6,508,391,906円	E 当ファンドの分配対象収益額 10,269,205,169円
F 当ファンドの期末残存口数 3,282,576,682口	F 当ファンドの期末残存口数 3,263,806,705口
G 10,000口当たり収益分配対象額 19,827円	G 10,000口当たり収益分配対象額 31,463円

H	10,000口当たり分配金額	0円	H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円	I	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2024年4月23日 至 2025年4月21日）	当期 （自 2025年4月22日 至 2026年4月21日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2025年4月21日現在）	当期 （2026年4月21日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2025年4月21日現在)	当期 (2026年4月21日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,970,734円	4,149,816,052円
合計	12,970,734円	4,149,816,052円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2025年4月21日現在)	当期 (2026年4月21日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)	当期 (自 2025年4月22日 至 2026年4月21日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2025年4月21日現在)	当期 (2026年4月21日現在)
1口当たり純資産額 2.7449円 (1万口当たり純資産額 27,449円)	1口当たり純資産額 3.9934円 (1万口当たり純資産額 39,934円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきんフコク S R I マザーファンド	2,222,956,960	13,029,639,925	
合計		2,222,956,960	13,029,639,925	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんフコクＳＲＩマザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2026年４月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		42,310,722
株式		14,663,936,160
未収配当金		127,562,175
未収利息		695
流動資産合計		14,833,809,752
資産合計		14,833,809,752
負債の部		
流動負債		
未払解約金		9,000,000
流動負債合計		9,000,000
負債合計		9,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	2,529,213,098
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		12,295,596,654
元本等合計		14,824,809,752
純資産合計		14,824,809,752
負債純資産合計		14,833,809,752

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2026年 4月21日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2026年 4月21日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,610,871,871円 期中追加設定元本額 28,027,119円 期中一部解約元本額 109,685,892円
元本の内訳	フコク S R I（社会的責任投資）ファンド 2,222,956,960円 しんきん S R I ファンド 306,256,138円 合計 2,529,213,098円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,529,213,098口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 4月22日 至 2026年 4月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切にリスクの管理体制を構築しております。
------------------	---

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年4月21日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2026年4月21日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,923,095,822円
合計	3,923,095,822円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2026年4月21日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2025年4月22日 至 2026年4月21日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2026年４月21日現在
１口当たり純資産額 ５.8614円
（１万口当たり純資産額 58,614円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	16,900	4,170.00	70,473,000	
大和ハウス工業	42,600	4,907.00	209,038,200	
味の素	34,700	4,721.00	163,818,700	
ニチレイ	55,100	1,896.00	104,469,600	
日清食品ホールディングス	27,400	2,914.00	79,843,600	
東レ	120,200	1,145.00	137,629,000	
旭化成	119,200	1,558.50	185,773,200	
レゾナック・ホールディングス	20,100	13,330.00	267,933,000	
信越化学工業	60,300	6,733.00	405,999,900	
K Hネオケム	31,000	2,737.00	84,847,000	
花王	23,500	6,010.00	141,235,000	
富士フイルムホールディングス	62,400	3,103.00	193,627,200	
協和キリン	20,700	2,442.00	50,549,400	
中外製薬	17,000	8,694.00	147,798,000	
ロート製薬	9,900	2,371.50	23,477,850	
第一三共	49,500	2,915.00	144,292,500	
A G C	30,500	5,769.00	175,954,500	
D O W Aホールディングス	10,400	9,937.00	103,344,800	
ディスコ	4,600	74,240.00	341,504,000	
小松製作所	49,300	6,991.00	344,656,300	
ダイキン工業	9,900	21,630.00	214,137,000	
マキタ	13,500	5,531.00	74,668,500	
三菱重工業	82,900	4,522.00	374,873,800	
日立製作所	110,900	5,189.00	575,460,100	
三菱電機	80,300	6,028.00	484,048,400	
オムロン	38,700	5,181.00	200,504,700	
富士通	70,300	3,883.00	272,974,900	
ソニーグループ	156,300	3,346.00	522,979,800	
リオン	11,300	3,240.00	36,612,000	
アドバンテスト	8,100	27,200.00	220,320,000	
浜松ホトニクス	29,400	1,945.50	57,197,700	
村田製作所	78,700	4,810.00	378,547,000	
東京エレクトロン	9,400	45,780.00	430,332,000	

川崎重工業	60,000	3,138.00	188,280,000	
トヨタ自動車	148,100	3,280.00	485,768,000	
ＨＯＹＡ	8,100	28,970.00	234,657,000	
バンダイナムコホールディングス	25,500	3,914.00	99,807,000	
フジシールインターナショナル	45,600	2,613.00	119,152,800	
任天堂	25,600	8,429.00	215,782,400	
九州電力	56,600	1,730.00	97,918,000	
大阪瓦斯	25,300	5,927.00	149,953,100	
東日本旅客鉄道	55,600	3,544.00	197,046,400	
商船三井	33,100	6,088.00	201,512,800	
野村総合研究所	29,100	4,988.00	145,150,800	
オービック	25,000	4,142.00	103,550,000	
ＮＴＴ	1,490,700	152.30	227,033,610	
東宝	42,500	1,456.50	61,901,250	
ソフトバンクグループ	72,400	5,181.00	375,104,400	
コメダホールディングス	15,300	3,075.00	47,047,500	
伊藤忠商事	203,000	1,963.50	398,590,500	
豊田通商	18,400	6,315.00	116,196,000	
三井物産	59,900	5,780.00	346,222,000	
三菱商事	105,100	4,844.00	509,104,400	
サンリオ	70,300	1,051.50	73,920,450	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	177,300	942.00	167,016,600	
丸井グループ	32,800	3,025.00	99,220,000	
ファーストリテイリング	2,600	73,750.00	191,750,000	
りそなホールディングス	106,400	1,913.50	203,596,400	
三井住友フィナンシャルグループ	84,100	5,471.00	460,111,100	
群馬銀行	138,700	2,118.00	293,766,600	
みずほフィナンシャルグループ	53,500	6,647.00	355,614,500	
大和証券グループ本社	71,200	1,523.00	108,437,600	
アニコムホールディングス	82,600	1,493.00	123,321,800	
東京海上ホールディングス	38,300	7,159.00	274,189,700	
大東建託	45,200	3,531.00	159,601,200	
三井不動産	148,600	1,749.00	259,901,400	
サイバーエージェント	63,200	1,314.50	83,076,400	
リクルートホールディングス	34,600	7,853.00	271,713,800	
合 計	5,199,300		14,663,936,160	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2026年4月30日現在

資産総額	12,843,067,846	円
負債総額	9,619,781	円
純資産総額（ - ）	12,833,448,065	円
発行済数量	3,259,762,231	口
1口当たり純資産額（ / ）	3.9369	円

（参考）しんきんフコクS R Iマザーファンド

資産総額	14,981,751,706	円
負債総額	381,450,300	円
純資産総額（ - ）	14,600,301,406	円
発行済数量	2,526,112,090	口
1口当たり純資産額（ / ）	5.7798	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1） 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（2） 受益者名簿

該当事項はありません。

（3） 受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4） 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5） 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6） 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7） 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（8） 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2026年4月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	98	954,661
単位型公社債投資信託	58	81,712
単位型株式投資信託	92	145,679
合計	248	1,182,053

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1． 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2． 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3． 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,034,379		4,422,388
前払費用			38,575		34,894
未収委託者報酬			695,298		900,203
未収運用受託報酬	*2		20,424		24,503
未収収益			26,135		26,539
未収還付消費税等			4,194		-
その他の流動資産			8,662		7,265
流動資産計			4,827,670		5,415,793
固定資産					
有形固定資産	*1		95,211		87,797
建物		61,724		58,064	
器具備品		33,486		29,733	
無形固定資産			20,023		11,934
ソフトウェア		18,492		10,292	
電話加入権		959		959	
その他		571		682	
投資その他の資産			5,060,188		5,058,216
長期預金		5,000,000		5,000,000	
投資有価証券		22,314		22,991	
長期前払費用		1,920		1,216	
繰延税金資産		35,953		34,007	
固定資産計			5,175,422		5,157,948
資産合計			10,003,093		10,573,741

		前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			527,860		636,135
未払手数料	*2	446,076		553,190	
その他未払金		81,783		82,945	
未払法人税等			87,968		95,303
未払消費税等			16,552		28,033
未払事業所税			2,324		2,296
賞与引当金			84,777		72,133
その他の流動負債			4,579		4,890
流動負債計			724,062		838,792
固定負債					
退職給付引当金			136,020		115,405
役員退職慰労引当金			20,312		15,368
固定負債計			156,332		130,774
負債合計			880,395		969,567
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			9,122,882		9,603,837
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,922,882		9,403,837
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,920,882		9,401,837	
別途積立金		8,280,000		8,760,000	
繰越利益剰余金		640,882		641,837	
評価・換算差額等			185		336
その他有価証券評価差額金			185		336
純資産合計			9,122,697		9,604,174
負債・純資産合計			10,003,093		10,573,741

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日		当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,340,764		5,495,306
運用受託報酬	*1		137,412		82,323
営業収益計			5,478,177		5,577,629
営業費用					
支払手数料	*1		2,652,671		2,710,049
広告宣伝費			62,062		82,709
調査費			884,082		944,023
調査研究費		610,815		635,972	
委託調査費		273,266		308,051	
営業雑経費			74,675		71,912
印刷費		64,760		62,505	
郵便料		123		155	
電信電話料		4,846		5,003	
協会費		4,945		4,247	
営業費用計			3,673,492		3,808,694
一般管理費					
給料			721,645		707,308
役員報酬		63,295		61,132	
給料・手当		481,210		477,849	
賞与		71,675		68,876	
法定福利費		99,431		93,274	
福利厚生費		6,032		6,176	
賞与引当金繰入			84,096		68,801
退職給付費用			79,421		80,003
役員退職慰労引当金繰入			8,656		7,056
交際費			3,280		3,574
旅費交通費			7,619		10,495
租税公課			20,777		20,313
不動産賃借料			63,355		63,678
固定資産減価償却費			27,450		26,501
諸経費			152,847		165,298
一般管理費計			1,169,148		1,153,032
営業利益			635,536		615,901
営業外収益					
受取利息	*1		59,650		70,653
その他営業外収益			255		300
営業外収益計			59,906		70,953
営業外費用					
雑損失			2,205		2,669

営業外費用計			2,205		2,669
経常利益			693,236		684,185

		前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日		当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			-		758
特別損失計			-		758
税引前当期純利益			693,236		683,426
法人税、住民税および事業税			210,869		200,681
法人税等調整額			769		1,790
当期純利益			481,598		480,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	580,000	98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	481,598
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	492	492	492
当期変動額合計	492	492	481,106
当期末残高	185	185	9,122,697

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	480,000	480,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	480,955	480,955	480,955
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	480,000	955	480,955	480,955
当期末残高	200,000	2,000	8,760,000	641,837	9,403,837	9,603,837

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	185	185	9,122,697
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	480,955
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	521	521	521
当期変動額合計	521	521	481,476
当期末残高	336	336	9,604,174

重要な会計方針

	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告および移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

（１）概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理および開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直しおよび後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理および開示について定めたものであります。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
建 物	90,508千円	94,168千円
器具備品	43,526千円	48,241千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
普通預金	3,741,388千円	4,339,560千円
定期預金	- 千円	- 千円
未収運用受託報酬	- 千円	- 千円
未払手数料	260,208千円	328,057千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
運用受託報酬	59,960千円	- 千円
受取利息	2,714千円	8,367千円
支払手数料	2,126,084千円	2,209,596千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	—
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、
全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,034,033	4,034,033	—	—
(2) 未収委託者報酬	695,298	695,298	—	—
(3) 未収収益	26,135	26,135	—	—
(4) 未収運用受託報酬	20,424	20,424	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892	—	5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,314	—	22,314
合計	—	22,314	—	22,314

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,924,742	—	4,924,742
合計	—	4,924,742	—	4,924,742

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,679,030	320,969
投資有価証券	22,991	22,991	—
合計	5,022,991	4,702,022	320,969

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,422,120	4,422,120	—	—
(2) 未収委託者報酬	900,203	900,203	—	—
(3) 未収収益	26,539	26,539	—	—
(4) 未収運用受託報酬	24,503	24,503	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	10,373,365	5,373,365	—	5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,991	—	22,991
合計	—	22,991	—	22,991

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,679,030	—	4,679,030
合計	—	4,679,030	—	4,679,030

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,540	20,500	959
小計	19,540	20,500	959
合計	22,314	22,500	185

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	3,629	2,000	1,629
小計	3,629	2,000	1,629
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,362	20,500	1,137
小計	19,362	20,500	1,137
合計	22,991	22,500	491

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
委託者報酬	5,495,306
運用受託報酬	82,323
合計	5,577,629

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	149,819	136,020
退職給付費用	18,944	15,886
退職給付の支払額	32,744	36,501
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	136,020	115,405

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	136,020	115,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	136,020	115,405
退職給付引当金	136,020	115,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	136,020	115,405

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	18,944	15,886

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 51,552千円、当事業年度 49,929千円であります。

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,832,300,599	1,796,855,625
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,853,684,901	1,828,746,393
差引額	<u>21,384,301</u>	<u>31,890,767</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2024年3月分) 0.1125%	(2025年3月分) 0.1104%
(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高134,623,732千円および年金財政計算上の別途積立金113,239,430千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高127,306,124千円および年金財政計算上の別途積立金95,415,357千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間14年7か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,958	22,736
役員退職慰労引当金	6,402	4,844
退職給付引当金繰入限度超過額	42,873	36,375
未払事業税	5,457	6,159
未払事業所税	711	723
その他有価証券評価差額金	58	—
その他	3,824	4,542
繰延税金資産 小計	85,287	75,382
評価性引当額	49,334	41,220
繰延税金資産 合計	35,953	34,162
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	—	155
繰延税金負債 合計	—	155
繰延税金資産の純額	35,953	34,007

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,126,084 千円 59,960 千円 59,239 千円 49,958 千円	未払 手数料	260,208 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	483,375 千円	未払 手数料	86,274 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 出向者人件費 事務所賃借料	2,209,596千円 37,024千円 49,958千円	未払手数料	328,057千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,826千円	未払手数料	96,228千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
1株当たり純資産額	2,280,674円43銭	2,401,043円67銭
1株当たり当期純利益金額	120,399円68銭	120,238円75銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
当期純利益金額	481,598千円	480,955千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	481,598千円	480,955千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

富国生命保険相互会社（指定登録金融機関）（販売会社）

(2) 資本金の額

136,000百万円（基金および基金償却積立金）（2026年3月末現在）

(3) 事業の内容

保険業法に基づき生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本金の額 324,279百万円（2026年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円（2026年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

3 - (1) 名称

富国生命投資顧問株式会社（投資顧問会社）

(2) 資本金の額

498.4百万円（2026年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受けて、金融商品に係わる投資運用業務および投資助言業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 富国生命保険相互会社（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

(3) 富国生命投資顧問株式会社（投資顧問会社）

委託会社から当ファンドのマザーファンドにおける運用指図（国内短期金融資産の運用指図を除きます）に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

販売会社：該当事項はありません。

受託会社：該当事項はありません。

投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|------------|--|
| (1)有価証券報告書 | 2025年7月18日
関東財務局長に提出 |
| (2)有価証券届出書 | 2025年7月18日
2025年12月19日
関東財務局長に提出 |
| (3)半期報告書 | 2025年12月19日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

2026年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 熊谷 充孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月10日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフコクSRI（社会的責任投資）ファンドの2025年4月22日から2026年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フコクSRI（社会的責任投資）ファンドの2026年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。